

社会福祉法人 的場会 役員等の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人的場会（以下「法人」という。）定款第8条、第22条及び評議員選任・解任委員会の運営に関する規則第13条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務実態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 役員等報酬
- (2) 理事長及び業務執行理事たる常勤理事の退任慰労金

(役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、当該会議又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

理 事	10,000 円
監 事	10,000 円
評議員	10,000 円
評議員選任・解任委員会委員	10,000 円

- 2 理事長及び業務執行理事たる常勤理事の退任慰労金については、別表1により支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人業務のため出張したときは、職員の旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併合)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨を持って本人に支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、評議員選任・解任委員会委員については、平成29年2月10日から遡及してこの規程を施行する。

附 則

第3条2項の退任慰労金について、本規定適用前の勤務に伴う退任慰労金も支払うものとし、その原資に当てるため、別途積立てを行うものとする。

別表 1

1. 常勤理事 退任慰労金表（退任慰労金の額）

常勤理事（以下、理事長及び役付理事たる常勤理事をいう。）については、その在任期間に応じて、下記の退任慰労金を支給する。なお、算定基礎額は、理事長は最終俸給月額（本給×0.80）を使用し、その他の常勤理事は、最終俸給月額に0.20を乗じた額とする。

本項にいう在任期間は、25年を上限とする。

- 慰労金 = 算定基礎額 × （ 役位別年数 × 各功績倍率 ）
- 功績倍率

	功績倍率
理事長	1.30
専務理事	1.15
常務理事	1.15
常勤理事	1.00

なお、給与規程第25条第2項に定める経営者に対する退職慰労金が支給される場合は、その金額を、本規程の退任慰労金に含めるものとする。

2. 役員の内務等

- (1) 前項の適用につき、理事、役付理事、理事長を兼務している者がその職を退いたときは、高額の方を支給するものとする。
- (2) 理事、役付理事、理事長のそれぞれの常勤理事としての在任期間がある場合、それぞれの在任期間に応じた額を計算する。

3. 他の慰労金等との関係

この退任慰労金は、他の慰労金等には関係なく支給するものとする。

4. 定年後の採用者の扱い

定年後に採用され、常勤理事に就任した場合、職員としての退職金は支給せず、本規定による退任慰労金のみを支給する。